

研究ノート

景観法による建築物の色彩規制について概観する

清水 丞自

1. はじめに

景観法が平成16年12月17日に施行されて約9年が経つ^{*1}。国交省の調査によれば、昨年(平成25年)9月30日時点で、景観行政団体は598団体、景観計画策定団体は20都道府県、379市区町村の399団体に上っている。この各団体が、自らの地域の文化や風土に応じて、良好な景観を生み出し、維持していくために、法第8条に基づく景観計画を策定し、法第16条第1項に基づく届出や同条第3項の勧告、時に法第17条の変更命令の規定を活用しているものと考えられる。本稿では、建築物に関する現在の色彩規制の状況について、概観する。

2. マンセル表色系

景観を構成する要素は、多岐にわたるが、多くの者にとって、「色」が重要な要素となることに異存はないであろう。また「色」については、好悪はもとより、「派手か、地味か」「周辺と調和しているか、否か」などについての感覚も、相当の個人差があるものと推測される。であるとすれば、「色」について、何らか客観的な基準、物差しを用意して、規制の内容が明確に万人に共通に理解される、あるいは紛争において第三者が公平に当てはめて、基準に適合しているか否かを判定できるように措置しておくことが、紛争の防止及び現実に紛争が生じた場合の迅速かつ社会的低コストでの解決上、適切であろう。

その「色」についての物差しの一つが、いわゆ

るマンセル表色系である。アメリカ人、アルバート・マンセルによって考案され、それが元になっている「色を表す体系」をこのように呼称する。色を、「色相」、「明度」、「彩度」の3要素によって区分し、色の相違を認識しようとする体系である。

① [色相] 色を、R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5色に区分し、次に、それぞれの間の色、YR(黄赤)、GY(黄緑)、BG(青緑)、PB(紫青)、RP(赤紫)を設け、基本を10色とする。その10色について、さらに10区分し、最も基本となる基本色のナンバーを5とする。例えばR(赤)なら、基本色の赤を5とし、1～4、6～10の色に分けられ、赤は、RP(赤紫)とYR(黄赤)の間に挟まれているので、RP(赤紫)に近い方から1R、2R、3R、…、8R、9R、10Rと、YR(黄赤)に近い色で終わる。10区分×10色で100色に区分され、色を、1つの円周、円環で考えると、→10RP→1R→2R→…→9R→10R→1YR→と続いていくことになる。^{*2}

② [明度] この100色、それぞれの色について、「明度」の区分がある。明度は0～10までの11区分で、0に近い方が、言わば黒っぽい色、10に近い方が、言わば白っぽい色となる。観念的な黒を0、観念的な白を10とし、明度は1～9.5などの値で表示される。

③ [彩度] 文字どおり、色のあざやかさで、言わばくすんでいる方が1で、1、2、3と、鮮明になるほど番号が増えていき、最大は14である。

ただし、基本10色の全てについて、14のレベルまで彩度があるわけではない。彩度0は、無彩色と表され、明度が1なら、言わば真っ黒。明度の区分を表す値が増えていくにつれ、何の色も付いていない(・みがかった、ということのない無彩色の) 黒に近い灰色から白に近い灰色になり、最後は、言わば純白となる。

以上のとおり、色を3要素から区分して、それぞれに符号を付けて、色の違いを認識しようとする体系である。例えば色相4R、明度6、彩度3であれば、4R6/3^{※3}と表記する。それを、そもそもどのような色として決めておくか、「JIS Z 8721で決められている色にする」と、景観計画でJISに準拠している例がほとんどである。^{※4}

100通りの色×10区分の明度×8～14区分の彩度で、相当に詳細な色区分ができることになる。^{※5}

3. 景観計画におけるマンセル表色系での建築物の外壁等の色彩基準

各景観行政団体によって、景観計画区域での届出を必要とする行為も様々であるが、建築物の外観の色彩が、景観に与える影響は、都市であれ田園であれ、極めて大きいと感じられることから、建築物を新築する場合に対して、どのようなマンセル表色系の基準が設けられているか、概観する。^{※6}

表1^{※7}は、景観計画区域で届出対象となる建築物^{※8}の屋根又は外壁について、新築時の色彩上の基準(勧告、変更命令等の措置の発出基準とし、以下「景観形成基準(建物・色彩)」という。)がマンセル表色系で規定されている景観計画を策定している景観行政団体を表したものである。

表1 景観形成基準(建物・色彩)がある景観計画を有する団体

	政令市	中核市	都道府県及びその他の景観行政団体
北海道	札幌市	函館市、旭川市	小樽市、当別町、長沼町、上富良野町、黒松内町
青森			八戸市
岩手		盛岡市	岩手県、北上市
宮城	仙台市		
秋田		秋田市	横手市
山形			山形県、米沢市、鶴岡市
福島			福島県、白河市
茨城			水戸市、土浦市、石岡市、牛久市、つくば市、守谷市
栃木		宇都宮市	小山市、足利市
群馬			伊勢崎市、太田市、富岡市、下仁田町、甘楽町、中之条町、板倉町、川場村
埼玉	さいたま市		埼玉県、熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、草加市、戸田市、志木市、和光市、新座市、八潮市、三郷市
千葉	千葉市	船橋市、柏市	市川市、松戸市、茂原市、市原市、流山市、我孫子市、浦安市
東京			東京都、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市、立川市、府中市、町田市
神奈川	横浜市、川崎市 相模原市	横須賀市	平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、南足柄市、大磯町、湯河原町
山梨			韮崎市、北杜市、山中湖村
長野		長野市	松本市、諏訪市、小諸市、茅野市、佐久市、千曲市、安曇野市、下諏訪町

表1 景観形成基準(建物・色彩)がある景観計画を有する団体(続き)

	政令市	中核市	府県及びその他の景観行政団体
新潟	新潟市		新発田市、上越市、佐渡市
富山		富山市	
石川		金沢市	石川県、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、白山市
岐阜		岐阜市	大垣市、高山市、多治見市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、郡上市
静岡	静岡市、浜松市		沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、掛川市、袋井市
愛知	名古屋市	豊田市	瀬戸市、半田市、犬山市、みよし市
三重			四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市
福井			福井市、勝山市
滋賀		大津市	滋賀県、彦根市、長浜市、草津市、守山市、野洲市、東近江市
京都	京都市		京都府、福知山市、宇治市、長岡京市
大阪	堺市	豊中市、高槻市	大阪府、岸和田市、吹田市、茨木市、寝屋川市、箕面市
兵庫	神戸市	姫路市、尼崎市、西宮市	伊丹市、豊岡市、宝塚市、三田市、篠山市
奈良		奈良市	奈良県、橿原市、桜井市、生駒市、斑鳩町
和歌山			和歌山県
鳥取			鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市
島根			松江市、出雲市、津和野町
岡山	岡山市	倉敷市	早島町
広島			三次市
山口		下関市	宇部市、萩市
徳島			
香川		高松市	丸亀市
愛媛		松山市	今治市、八幡浜市、大州市、伊予市、内子町
高知		高知市	四万十市、中土佐町、津野町、四万十町
福岡	北九州市、福岡市	久留米市	福岡県、柳川市、八女市、豊前市、太宰府市、うきは市
佐賀			佐賀市、嬉野市
長崎		長崎市	長崎県、佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町
熊本	熊本市		熊本県、山鹿市、天草市
大分		大分市	別府市、中津市、日田市、由布市
宮崎		宮崎市	延岡市、日南市、日向市、西都市、椎葉村、日之影町
鹿児島		鹿児島市	出水市、霧島市
沖縄		那覇市	石垣市、浦添市、うるま市、本部町、読谷村

表1から分かるように、徳島県下を除けば、各都道府県のいずれかの地域で、マンセル表色系を用いた建築物の新築時の屋根又は外壁に関する客観的な規制が行われている状況になっている。^{※9}

各計画で示されている建築物の色彩の規制基準についてみると、実に多様なものとなっている。

4. 多様性を導く景観法の届出、勧告・変更命令等の仕組み

多様な規制内容になっている理由の1つは、景観法の制度設計そのものの中に内包されていたと考えられる。景観法では、景観計画区域における届出制度、都市計画制度に基づく規制を行う景観地区、それに準じた準景観地区制度など、複数の規制手法を用いることができるよう措置されているが、届出制度部分についてみると、

①届出先は、「景観行政団体」である地方自治体の長となっているが、具体的には、

イ いわゆる政令指定都市、中核市の行政区域内は、その市の市長

ロ それ以外の市町村の区域内では、

(1) 景観行政事務^{※10}を処理することについて、あらかじめ知事との協議が整った市町村の市町村長

(2) 上記のイ、ロ(1)以外では、その都道府県の知事

となる。

②届出行為は、

イ 景観計画区域^{※11}内で行われる、

ロ(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 建築物以外の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更）

(4) 上記の(1)～(3)以外に、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

となっており、景観行政団体の条例で、届出が必要となる行為が付加できる。上記のロ(1)～(4)は、景観法第16条第1項各号に定められて

いるものであるが、一方、景観法第16条第7項では、届出制度の適用除外行為（すなわち届出が不要な行為）が定められており、同項第1号では「その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為」と規定され、届出を不要とする行為も、景観行政団体の条例で定めることができる。すなわち、届出制度の適用対象に関して、付加も除外も、景観行政団体の条例で可能とする制度となっている。

③景観行政団体の長は、「景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しない」と認めるとき、設計の変更などを第16条第3項に基づき勧告することができ、また第17条第1項に基づき「形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずる」ことができる。すなわち景観法では、繰り返しになるが、

- ・届出を必要とする行為及び場合によっては変更命令等を発出する可能性のある行為^{※12}（特定届出対象行為）は、条例で定められ、
- ・具体的な形態意匠の遵守基準（適合しないと勧告及び変更命令等）は、景観計画で定められる、

という自治体の意思が強く現れる制度設計がなされた。

届出制度に関する限り、

- (a) 規制を行う“区域”の設定がほぼ自由^{※13}
- (b) 規制を行う“対象行為”の選別の自由度が高い^{※14}
- (c) 規制“基準”を、条例という法形式の条文で規定せず、計画で規定することができることに由縁する形態意匠の遵守基準の規定の仕方の自由度が高い^{※15}
- (d) 上記の3つの自由を活用して、行政として規制を行うのは、基礎的自治体である市町村が主であって、その補完役としての都道府県との位置づけが明確^{※16}

と言えるものとする。建築物及びその中の機械・

工作物まで含めて、その私的所有権に対する規制においては、

- ・対象や規制基準を、法・施行令・施行規則・告示で定める例
- ・上記の例外として、いわゆる上乗せ規制、横出し規制を認める例
- ・一定の行為に適合を求める計画について地方自治体の案策定を前提に、国の認定・承認等を必要とする例

など、基本となる部分は国が国全体に共通のものとして必要最低限規制として設定する或いは国が関与することとしているのが一般的で、ある規制を行おうとした場合に、対象地域、対象範囲、規制基準を緩やかなものから厳格なものまで、住民意識までを含んだ地域の実情に応じて、極めて柔軟に設定できる仕組みとした法は、筆者の理解では、本邦初のものであるが、この極めて自由度の高い制度設計に加えて、

- ・地域の景観特性が様々であること(都市か、田園か、港か、住宅地か、商店街か等)。
- ・歴史的な街並みなど、特に景観対策を厳格に行って、更に良好な景観を創出・維持していくことに住民の賛同が得られている区域が存すること。それに応じて、規制対象とする建築物の規模が、様々であること。
- ・広大な広がりによって一定の統一された景観も偉容であるが、例えば‘1街区内’、‘ある通り’だけが、周囲と異なる特別の景観を有することも社会的に認められている場合があること。また景観が場所によって変異する場合に、緩衝となる地域を持つ必要がない、すなわち徐々に基準を段階的に変化させる必要がないと考えられること。
- ・地域住民の意向によって、志向する景観が異なることも認められること。

との関係で、多様な色彩規制が編み出されている、基本的に多様なものとならざるを得ない側面を有しているとも言えよう。^{※17}

5. 景観計画における建築物の外壁等の具体的色彩規制の概観

景観計画の建築物の外壁又は屋根の色彩に関するマンセル表色系の規制内容を見ると、

- ・彩度についてのみ定めているもの
- ・色相と、彩度について定め、明度については、明示していないもの
- ・色相、明度、彩度について、組み合わせで示しているもの

と分けられ、「マンセル表色系を利用すること」＝「厳格な色彩規制を実施している」ということは言えない。なお、マンセル表色系の色彩基準は、それが独立して存立しているというよりは、大半が他の何らかの定性的基準とともに示されており、当該景観行政団体が、その区域で志向する色彩規制の方向を定性的に示した上で、その具現化として、マンセル表色系の基準を併せ規定しているものと理解される。

前述したとおり、多様な色彩規制になっているが、そのような多様性の中でもある程度の特徴が見てとれる。以下、順不同で挙げると、

○外壁の色彩に関し、色相と明度、彩度との関係で、概ね「R系、YR系、Y系」の3色相と、その他の色相との間で差を設け、その他の色相での彩度を下げている例が多々見られる。

(函館市、小樽市、当別町、盛岡市、仙台市、横手市、米沢市、鶴岡市、白河市、つくば市、守谷市、牛久市、土浦市、石岡市、宇都宮市(中里原地区)、小山市、富岡市、太田市、板倉町、甘楽町、さいたま市、川口市、所沢市、新座市、八潮市、三郷市、千葉市、市川市、松戸市、市原市、流山市、我孫子市、浦安市、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市、立川市、府中市、町田市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、海老名市、座間市、南足柄市、大磯町、湯河原町、萁崎市、長野市、松本市、諏訪市、小諸市、茅野市、佐久市、千曲市、下諏訪町、富山市、

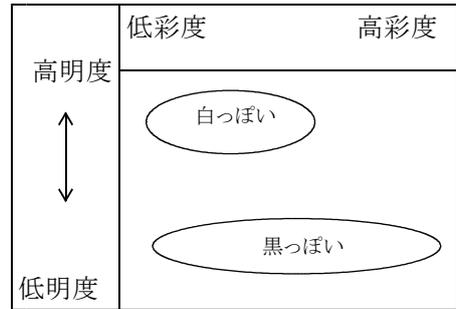
金沢市、七尾市(特別地域)、輪島市(特別地域)、小松市(特別地域)、白山市(特別地域)、加賀市(景観形成地域)、岐阜市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、郡上市、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、三島市、袋井市、掛川市、豊田市、犬山市(城下町ゾーン)、半田市、瀬戸市、みよし市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、勝山市、長浜市(琵琶湖沿岸区域など)、守山市、京都市、長岡京市、堺市、高槻市、吹田市、茨木市、寝屋川市、箕面市、神戸市(眺望景観形成区域 i)、尼崎市、西宮市、姫路市、伊丹市、豊岡市、宝塚市、三田市、篠山市(まちなみ区域など)、橿原市、生駒市、桜井市、斑鳩町、鳥取市、松江市、出雲市、岡山市、倉敷市、早島町、下関市、宇部市、高松市、丸亀市、松山市、今治市、大州市、伊予市、高知市、久留米市、八女市(山あい)、太宰府市、うきは市、佐賀市、嬉野市、佐世保市、平戸市、南島原市、新上五島町、小値賀町、熊本市、天草市(景観形成地域)、山鹿市、大分市、別府市(鉄輪温泉地区)、中津市、宮崎市、延岡市、日向市、西都市、日之影町、椎葉村、鹿児島市、出水市、霧島市、那覇市、東京都、石川県(特別地域)、京都府、大阪府、和歌山県(特定景観形成地域)、鳥取県、福岡県、長崎県)

○外壁の大部分を占める色彩について、原則的に「R系、YR系、Y系」のみを認めている例もある。

(石岡市(フルーツライン沿線等地区)、宇都宮市(白沢地区)、練馬区(練馬駅南地区)、八王子市(高尾駅・多摩御陵周辺地区など)、町田市(町田駅前通り地区)、川崎市(川崎駅周辺地区など)、横須賀市(見晴らしの丘地区)、静岡市(宇津の谷地区)、熱海市(東海岸町地区)、高山市(景観重点区域)、彦根市(愛知川～犬上川地区など)、福知山市(城下町まちなみ地区の町家エリア)、豊岡市(城崎温泉地区の通りに面する壁など)、篠山市(河原町伝統景観修景ゾーンなど)、中津市(中津城周辺地区(ただしGYも可)など)

いわゆる暖色系の色相については、他の色相より高彩度のものを許容していることになるが、明度、彩度とも低い場合には、色についてはいるものの「黒」に近く、逆に明度が高く彩度が低い場合には、「白」に近づいた色になる。そのことからする

と、他の色相との関係で、この3色相をとりわけて扱う意味は、中明度以



上で、どの程度の彩度の色を認めているかを見ることによって、明らかになると考えられる。そこで、試みに、外壁に関して、2.5YRと、3色相よりも低い彩度で用いることを認めている、いわゆる寒色系の色相である5Bについて、明度が3以上程度の場合に、どの範囲で、原則、使用を認めているかを、まとめたものが、表2、表3である。

規制される土地の面積の比較でもなく、計画数や地域数の比較でもなく、またそもそも各計画で勧告や変更命令等の対象となる建築物の規模もばらばらであることからすれば、この2表からは、現在の景観行政団体の大まかな方向を探ること程度の意味しかないが、少なくとも、2.5YRの方が、5Bよりも使える範囲を広く設定している景観行政団体が多いと言えよう。表3に、あまり多くの記載がないのは、多くの景観行政団体が5Bの使用を認めつつも、彩度3以下でしか、外壁でのいわゆる基調色での使用を原則的に認めていないからにほかならない。

基調色での使用を原則的に認めていないからにほかならない。

表3記載の例以外で、明度3以上で5Bの使用を認めている場合は、表4のとおりとなっているが、彩度2以下が多い。^{※19}

表2 2.5 YRを使用できる場合(その1)

	彩度 3 ~ 6	彩度 6 ~
明 度 8 ?	函館(都市景観形成地域)、当別、長沼(馬追丘陵地区等7↓)、上富良野、八戸、盛岡、北上、仙台(自然景観のゾーン等~4)、仙台(市街地景観のゾーン等)、秋田(~5)、横手、鶴岡、白河(一般区域~5)、白河(城下町地区~4)、水戸、土浦(一般区域等)、土浦(霞ヶ浦湖畔地区・市街化区域~5)、石岡(一般区域等~4)、牛久、つくば(市街化区域)、守谷、小山、足利、太田(住宅地景観等9↓)、富岡(一般区域の用途地域内)、富岡(旧街道街なみ誘導ゾーン等)、下仁田(一般区域)、甘楽(9↓)、中之条(一般区域等)、中之条(伊参地区等~4)、板倉(~4)、川場村(~4)、さいたま(景観誘導区域等)、さいたま(景観保全区域~4)、熊谷(市街化区域)、川口(1種・2種低層住専等~4)、川口(近隣商業、商業)、秩父(市街地地域等)、所沢(住居系市街地景観ゾーン等8.5↓~4)、志木、和光(住宅系~4)、和光(商業業務系)、新座(幹線道路沿道ゾーン等)、新座(住宅市街地ゾーン等~4)、八潮(新市街地等)、三郷(9↓)、千葉(一般区域)、船橋、松戸(8.5↓~4)、茂原、市原、流山(市街化区域)、流山(調整区域等~4)、我孫子(一般区域の一般地区等~4)、我孫子(一般区域の国道6号・商業地区)、浦安(一般区域の大規模建築物以外)、港区(神宮外苑銀杏並木地区等8.5↓~4)、新宿区(8.5↓~4)、台東区(隅田川景観基本軸等8.5↓~4)、墨田区(一般区域等8.5↓)、墨田区(隅田川・荒川軸等8.5↓~4)、江東区(下町水網(白河地区)等8.5↓~5)、江東(下町水網(東陽地区)等8.5↓~4)、品川区(内陸部市街地の超高層等以外等8.5↓~4)、目黒区(目黒川沿川区域等8.5↓~4)、世田谷区(一般区域等8.5↓~4)、渋谷区(8.5↓~4)、杉並区(8.5↓~4)、荒川区(商業系市街地8.5↓)、荒川区(住居系市街地8.5↓~5)、荒川区(景観基本軸8.5↓~4)、板橋区(一般区域等8.5↓~4)、練馬区(一般区域等8.5↓)、足立区(一般区域8.5↓)、江戸川区(一般区域の超高層等以外等8.5↓)、江戸川区(大河川景観軸8.5↓~4)、八王子(緑との共生ゾーン外の大規模建築物以外8.5↓)、八王子(緑との共生ゾーン内等8.5↓~4)、立川(8.5↓~4)、府中(一般区域の住宅地系等8.5↓~4)、町田(住まい共生ゾーン等8.5↓~4)、横浜(関内地区8.9↓~4)、横浜(みなとみらい21新港地区9↓)、川崎(一般区域)、川崎(川崎駅西口大宮町Aの建築物基壇部等6.5↓~5)、川崎(川崎駅西口大宮町Bの建築物中高層部8.5↓~4)、川崎(新百合丘駅周辺地区Bの低層部~3.5)、相模原(一般区域~4)、横須賀(一般区域)、平塚、鎌倉(旧市街地の住宅区域等~4)、鎌倉(一般住宅区域等)、藤沢(一般区域の湘南海外なぎさゾーン等以外等8.9↓~5)、小田原(一般区域等)、小田原(小田原城周辺地区8.5↓~4)、茅ヶ崎(一般区域~4)、秦野(市街化区域)、厚木(市街化区域9↓)、厚木(市街化調整区域9↓~4)、大和、海老名(市街化区域等)、座間、湯河原(一般区域)、長野(一般区域)、松本(田園・集落系地域~4)、松本(商業系地域等)、諏訪、小諸、茅野(商業系地域等9↓)、茅野(住居系地域9↓~4)、佐久、千曲、安曇野、下諏訪、新潟(一般区域)、新発田、佐渡(一般市街地区域~4)、佐渡(商業・賑わい区域)、富山(~4.5)、金沢(一般区域等)、七尾(一般区域等8.5↓)、小松(景観形成重要地域等8.5↓)、輪島(景観形成重要地域等8.5↓)、加賀(一般区域)、白山(一般区域等8.5↓)、岐阜(一般区域)、岐阜(金華山・長良川区域等~4)、岐阜(金華区域の中小規模建築物~4)、大垣、高山(一般区域)、高山(城下町区域等~4)、中津川(一般区域~4)、美濃、恵那、美濃加茂(山地、丘陵地~4)、美濃加茂(市街地・沿川)、可児、郡上、静岡(一般区域~4)、静岡(駿府公園周辺地区住宅地~4)、浜松(~5)、沼津、熱海(一般区域等~4)、三島、伊東(用途地域)、伊東(用途未指定~4)、富士(用途地域)、掛川、袋井、名古屋(一般区域)、豊田(一体的市街地誘導ゾーン等)、豊田(田園・都市共生ゾーン等~4)、瀬戸(街なか景観ゾーン等)、瀬戸(田園景観ゾーン等~4)、半田(くらし風景地域等)、半田(里山風景地域等~4)、犬山(城下町ゾーン)、みよし、四日市、伊勢、松阪(一般区域~4)、桑名(~4)、鈴鹿、福井(一般区域)、福井(都心部ゾーン等~4)、勝山、長浜(一般区域等)、草津、守山(一般市街地ゾーン等)、守山(中山道軸~4)、野洲(一般区域等)、東近江(市街地ゾーン等)、京都(一般区域)、福知山(市街地ゾーン等)、福知山(城下町まちなみ景観重点地区の町家エリア~4)、宇治(市街地地区等)、宇治(白川集落地区~5)、宇治(平等院表参道地区等~4)、長岡京(9↓~5)、堺(~4)、豊中(9↓~4)、高槻、吹田(一般区域8.5↓~5)、茨木(まちなみ景観区域等9↓)、寝屋川、箕面(9↓~4)、姫路(一般区域)、姫路(駅南大路地区9↓)、尼崎(低層住居景観)、尼崎(商業・業務景観~5)、西宮(一般区域等8.5↓~4)、伊丹(一般区域等~4)、豊岡(まちなみ区域等)、豊岡(やま・うみ・さとの区域~5)、宝塚(1種低層住専以外の市街地等8.5↓)、宝塚(1種低層住専8.5↓~4)、三田(フラワータウン地区等)、篠山(まちなみ区域等)、橿原(田園・住宅地エリア等)、鳥取(一般区域等)、鳥取(因幡白兔区域~4)、米子(一般区域等)、米子(景観形成重点区域~4)、倉吉、松江(景観計画重点区域)、出雲、津和野、岡山、倉敷(~4)、早島、下関(唐戸地区)、下関(都心地区)、宇部(一般区域等)、高松(市街地景観ゾーン)、高松(栗林公園周辺地区等~4)、丸亀(都心エリア等)、丸亀(丸亀城歴史エリア~4)、松山(~4)、大洲(緑にあふれる町並み形成区域9.5↓)、大洲(肱川景観保全区域)、伊予(灘町・湊町重点地区)、内子(9↓~4)、高知、四万十市、中土佐、津野、四万十町、北九州(一般区域)、北九州(大里新市街地地区)、北九州(門司港レトロ地区)、福岡(都心ゾーン等)、福岡(一般市街地ゾーンの建築物高層部等8.5↓~4)、福岡(御供所地区の建築物高層部8.5↓~4)、久留米(~4)、柳川(9↓~4)、八女(八女丘陵など~4)、豊前(住宅・商業市街地景観)、太宰府、うきは(市街地ゾーン等~4)、佐賀(一般区域)、嬉野、佐世保(都心まちなみゾーン等~4)、平戸(一般区域)、五島、南島原(~4)、小値賀(~4)、新上五島(一般区域~4)、熊本(一般区域等)、熊本(特定施設届出地区)、山鹿(鞠智城公園周辺地区等9↓)、天草(牛深区域の中心市街地ゾーン等)、大分(9↓~4)、別府(鉄輪温泉・沿道景観形成地区)、別府(鉄輪温泉・まちなみ景観形成地区~4)、日田(~4)、由布(~4)、宮崎(一般区域等)、宮崎(大淀川地区等~4)、延岡、西都、鹿児島(一般区域等)、椎葉(~4)、日之影(~4)、出水、霧島(山の景観等~4)、霧島(商業系市街地)、岩手県、埼玉県(用途地域)、埼玉県(関越道以西用途未指定地域9↓)、東京都(臨海景観基本軸8.5↓~4)、東京都(隅田川景観基本軸等8.5↓~4)、石川県(景観形成重要地域8.5↓)、石川県(特別地域8.5↓)、大阪府(道路軸等)、大阪府(湾岸軸等9↓)、和歌山県(熊野参詣道特定景観形成地域の一部等)、鳥取県(一般区域)、鳥取県(大山区域~4)、福岡県(山景域等7.5↓~4)、福岡県(田園景域等~4)、福岡県(まち景域)、長崎県	当別(~8)、上富良野(~7)、八戸(~8)、足利(~7)、下仁田(一般区域~8)、秩父(農山村地域9↑)、海老名(海老名駅東口地区~8)、新発田(~8)、加賀(一般区域~10)、大垣(~8)、高山(一般区域~10)、みよし(~8)、長浜(一般地区等~10)、長浜(ながはま御坊表参道地区~6.5)、宇治(宇治橋若森線地区~10) 早島(~11)、大洲(緑にあふれる町並み形成区域9.5↓~8)、四万十市(~10)、中土佐(~10)、津野(~10)、四万十町(~10) 熊本(特定施設届出地区~7)、出水(~8)、岩手県(~10)
明 度 6 ?	函館(都市景観形成地域)、旭川(一般区域)、小樽(歴史景観区域等)、当別、長沼(馬追丘陵地区等)、上富良野、八戸、盛岡、北上、仙台(自然景観のゾーン等~4)、仙台(市街地景観のゾーン等)、秋田(~5)、横手、米沢(景観形成重点地区~4)、鶴岡、白河(一般区域~5)、白河(城下町地区~4)、水戸、土浦(一般区域等)、土浦(霞ヶ浦湖畔地区・市街化区域~5)、石岡(一般区域等~4)、つくば(市街化区域)、牛久、守谷、小山、足利、太田(住宅地景観等)、富岡(一般区域の用途地域内)、富岡(旧街道街なみ誘導ゾーン等)、下仁田(一般区域)、甘楽、中之条(一般区域等)、中之条(伊参地区等~4)、板倉、川場村(~4)、さいたま(景観誘導区域等)、さいたま(景観保全区域~4)、熊谷(市街化区域)、熊谷(市街化調整区域~4)、川口(1種・2種低層住専等~4)、川口(近隣商業、商業)、秩父(市街地地域等)、所沢(住居系市街地景観ゾーン等~4)、志木、和光(住宅系~4)、和光(商業業務系)、新座(幹線道路沿道ゾーン等)、新座(住宅市街地ゾーン等~4)、八潮(新市街地等)、三郷、千葉(一般区域)、船橋、柏(~4.5)、市川(商業系等~4.5)、松戸(~4)、茂原、市原、流山(市街化区域)、流山(調整区域等~4)、我孫子(一般区域の国道6号・商業地区)、浦安(一般区域の大規模建築物以外)、浦安(一般区域の大規模建築物等~4)、港区(神宮外苑銀杏並木地区等~4)、新宿区(~4)、台東区(隅田川景観基本軸等~4)、墨田区(一般区域等)、墨田区(隅田川・荒川軸等~4)、江東区(下町水網(白河地区)等~5)、江東区(下町水網(東陽地区)等~4)、品川区(内陸部市街地の超高層等以外~4)、目黒区(目黒川沿川区域等~4)、世田谷区(一般区域等~4)、渋谷区(~4)、杉並区(~4)、荒川区(商業系市街地)、荒川区(住居系市街地~5)、荒川区(景観基本軸~4)、板橋区(一般区域等~4)、練馬区(一般区域等)、足立区(一般区域)、江戸川区(一般区域の超高層等以外等)、江戸川区(大河川景観軸~4)、八王子(緑との共生ゾーン外の大規模建築物以外)、八王子(緑との共生ゾーン内等~4)、立川(~4)、府中(一般区域の住宅地系等~4)、町田(住まい共生ゾーン等~4)、横浜(関内地区~4)、横浜(みなとみらい21新港地区)、川崎(一般区域)、川崎(川崎駅西口大宮町Aの建築物基壇部等~5)、川崎(川崎駅西口大宮町Bの建築物中高層部~4)、川崎(新百合丘駅周辺地区Bの低層部~3.5)、相模原(一般区域~4)、横須賀(一般区域)、平塚、鎌倉(旧市街地の住宅区域等~4)、鎌倉(一般住宅区域等)、藤沢(一般区域の湘南海外なぎさゾーン等以外等~5)、小田原(一般区域等)、小田原(小田原城周辺地区~4)、茅ヶ崎(一般区域~4)、秦野(市街化区域)、秦野(市街化調整区域~4)、厚木(市街化区域)、厚木(市街化調整区域~4)、大和、海老名(市街化区域等)、座間、湯河原(一般区域)、湯河原(温泉場地区~4)、韭崎(神山地区)、長野(一般区域)、松本(田園・集落系地域~4)、松本(商業系地域等)、諏訪、小諸、茅野(商業系地域等)、茅野(住居系地域~4)、佐久、千曲、安曇野、下諏訪、新潟(一般区域)、新発田、上越(~4.5)、佐渡(一般市街地区域~4)、佐渡(商業・賑わい区域)、富山(~4.5)、金沢(一般区域等)、七尾(一般区域)、小松(景観形成重要地域等)、輪島(景観形成重要地域等)、加賀(一般区域)、白山(一般区域等)、岐阜(一般区域)、岐阜(金華山・長良川区域等~4)、岐阜(金華区域の中小規模建築物~4)、大垣、高山(一般区域)、高山(城下町区域等~4)、中津川(一般区域~4)、美濃、恵那、美濃加茂(山地、丘陵地~4)、美濃加茂(市街地・沿川)、可児、郡上、静岡(一般区域)、浜松(~5)、沼津、熱海(一般区域等~4)、三島、伊東(用途地域)、伊東(用途未指定~4)、富士(用途地域)、掛川、袋井、名古屋(一般区域)、豊田(一体的市街地誘導ゾーン等)、豊田(田園・都市共生ゾーン等~4)、瀬戸(街なか景観ゾーン等)、瀬戸(田園景観ゾーン等~4)、半田(くらし風景地域等)、半田(里山風景地域等~4)、犬山(城下町ゾーン)、みよし、四日市、伊勢、松阪(一般区域)、桑名、鈴鹿、亀山(一般区域等7↓)、亀山(景観重点地区7↓~4)、福井(一般区域)、福井(都心部ゾーン等~4)、勝山、草津、守山(一般市街地ゾーンなど)、守山(中山道軸~4)、野洲(一般区域等)、東近江(市街地ゾーン等)、京都(一般区域)、福知山(市街地ゾーン等)、福知山(城下町まちなみ景観重点地区の町家エリア~4)、宇治(市街地地区等)、宇治(白川集落地区~5)、宇治(平等院表参道地区等~4)、長岡京(~5)、堺(~4)、豊中(~4)、高槻、岸和田(一般区域7.5↓~4)、吹田(一般区域~5)、茨木(まちなみ景観区域等)、寝屋川、神戸(眺望景観形成地域 i 7↓~4)、箕面(~4)、姫路(一般区域)、姫路(駅南大路地区)、尼崎(低層住居景観)、尼崎(商業・業務景観~5)、西宮(一般区域等~4)、伊丹(一般区域等~4)、豊岡(まちなみ区域等)、豊岡(やま・うみ・さとの区域~5)、宝塚(1種低層住専以外の市街地等)、宝塚(1種低層住専~4)、三田(フラワータウン地区等)、篠山(まちなみ区域等)、橿原(田園・住宅地エリア等)、桜井(一般区域の商業系地域~4)、鳥取(一般区域等)、鳥取(因幡白兔区域~4)、米子(一般区域等)、米子(景観形成重点区域~4)、倉吉、松江(景観計画重点区域)、出雲、津和野、岡山、倉敷(~4)、早島、三次(7↓~4)、下関(唐戸地区)、下関(都心地区)、宇部(一般区域等)、高松(市街地景観ゾーン)、高松(栗林公園周辺地区等~4)、丸亀(都心エリア等)、丸亀(丸亀城歴史エリア~4)、松山(~4)、今治、大洲(緑にあふれる町並み形成区域)、大洲(肱川景観保全区域)、伊予(灘町・湊町重点地区)、内子(~4)、高知、四万十市、中土佐、津野、四万十町、北九州(一般区域)、北九州(大里新市街地地区)、北九州(門司港レトロ地区)、福岡(都心ゾーン等)、福岡(一般市街地ゾーンの建築物高層部等~4)、福岡(御供所地区の建築物高層部~4)、久留米(~4)、柳川(~4)、八女(八女丘陵など~4)、豊前(住宅・商業市街地景観)、太宰府、うきは(市街地ゾーン等~4)、佐賀(一般区域)、嬉野、長崎(一般区域6.5↓~4)、佐世保(都心まちなみゾーン等~4)、平戸(一般区域)、五島、南島原(~4)、小値賀(~4)、新上五島(一般区域)、熊本(一般区域等)、熊本(特定施設届出地区)、山鹿(鞠智城公園周辺地区等)、天草(牛深区域の中心市街地ゾーン等)、大分、別府(鉄輪温泉・沿道景観形成地区)、別府(鉄輪温泉・まちなみ景観形成地区~4)、日田(~4)、由布(~4)、宮崎(一般区域等)、宮崎(大淀川地区等7↑~4)、延岡、西都、椎葉(~4)、日之影(7↓)、日之影(7↑~4)、鹿児島(一般区域等)、出水、霧島(山の景観等~4)、霧島(商業系市街地)、岩手県、埼玉県(用途地域)、埼玉県(関越道以西用途未指定地域)、東京都(臨海景観基本軸~4)、東京都(隅田川景観基本軸等~4)、石川県(景観形成重要地域)、石川県(特別地域)、大阪府(道路軸等)、大阪府(湾岸軸等)、和歌山県(熊野参詣道特定景観形成地域の一部等)、京都府(俯瞰景観重点ゾーン7↓~4)、奈良県(商業系地域~4)、鳥取県(一般区域)、鳥取県(大山区域~4)、福岡県(山景域等~4)、福岡県(田園景域等~4)、福岡県(まち景域)、長崎県	当別(~8)、上富良野(~7)、八戸(~8)、足利(~7)、下仁田(一般区域~8)、秩父(市街地地域等)、海老名(海老名駅東口地区~8)、新発田(~8)、加賀(一般区域~10)、大垣(~8)、高山(一般区域~10)、みよし(~8)、長浜(一般地区等~10)、長浜(ながはま御坊表参道地区~6.5)、宇治(宇治橋若森線地区7↑~10)、早島(~11)、大洲(緑にあふれる町並み形成区域~8)、四万十市(~10)、中土佐(~10)、津野(~10)、四万十町(~10) 熊本(特定施設届出地区~7)、出水(~8)、岩手県(~10)

注：①本試みは、彩度や明度の許容範囲が、どのまとまりの範囲に入っているのかをみるためのものであるので、厳密に6なのか、6.1なのかを区別することはせず、以上、以下が区分のところで重複している、あるいは「未満」であったり「超」の場合があると、理解されたい。

② ~は彩度の限度を、↓↑は明度の上限、下限を、-は間を指す。

③景観計画区域中、景観形成重要地区など、特別な地域を除いた区域を便宜上「一般区域」と表示している。

表2 2.5YRを使用できる場合(その2)

	彩度 3 ~ 6	彩度 6 ~
明 度 3 7 6	<p>函館(都市景観形成地域)、旭川(一般区域4↑)、小樽(一般区域等)、小樽(歴史景観区域等)、当別、長沼(馬追丘陵地区等)、上富良野、八戸、盛岡、北上、仙台(自然景観のゾーン等~4)、仙台(市街地景観のゾーン等)、秋田(~5)、横手、米沢(景観形成重点地区~4)、鶴岡、白河(一般区域~5)、白河(城下町地区~4)、水戸、土浦(一般区域等)、土浦(霞ヶ浦湖畔地区・市街化区域~5)、石岡(一般区域等~4)、つくば(市街化区域)、牛久、守谷、小山、足利、太田(住宅地景観等4↑)、伊勢崎(境島村区域5↓~4)、富岡(一般区域の用途地域内)、富岡(旧街道街なみ誘導ゾーン等)、下仁田(一般区域)、甘楽、中之条(一般区域等)、中之条(伊参地区等~4)、板倉、川場村(~4)、さいたま(景観誘導区域等)、さいたま(景観保全区域~4)、熊谷(市街化区域)、熊谷(市街化調整区域~4)、川口(1種・2種低層住専等~4)、川口(近隣商業、商業)、秩父(市街地地域等)、所沢(住居系市街地景観ゾーン等4↑~4)、戸田(5↓,5↑~4.5)、志木、和光(住宅系~4)、和光(商業業務系)、新座(幹線道路沿道ゾーン等)、新座(住宅市街地ゾーン等~4)、八潮(新市街地等5↑)、三郷、千葉(一般区域)、船橋、柏(4.9↓)、柏(5↑~4.5)、市川(商業系等3.5↑)、市川(調整区域3.5↑~3.5)、松戸(5↓,5↑~4)、茂原、市原、流山(市街化区域)、流山(調整区域等~4)、我孫子(一般区域の一般地区~4)、我孫子(一般区域の国道6号・商業地区)、浦安(一般区域の大規模建築物以外)、浦安(一般区域の大規模建築物等5↑~4)、港区(神宮外苑銀杏並木地区等4↑~4)、新宿区(4↑~4)、台東区(隅田川景観基本軸等4↑~4)、墨田区(一般区域等4↑)、墨田区(隅田川・荒川軸等4↑~4)、江東区(下町水網(白河地区)等4↑~5)、江東(下町水網(東陽地区)等4↑~4)、品川区(内陸部市街地の超高層等以外~4)、目黒区(目黒川沿川区域等4↑~4)、世田谷区(一般区域等4↑~4)、渋谷区(~4)、杉並区(~4)、荒川区(商業系市街地4↑)、荒川区(住居系市街地4↑~5)、荒川区(景観基本軸4↑~4)、板橋区(一般区域等4↑~4)、練馬区(一般区域等)、足立区(一般区域)、江戸川区(一般区域の超高層等以外等)、八王子(緑との共生ゾーン外の大規模建築物以外4↑)、八王子(緑との共生ゾーン内等4↑~4)、立川(4↑~4)、府中(一般区域の住宅地系等4↑~4)、町田(住まい共生ゾーン等4↑~4)、横浜(関内地区)、横浜(みなとみらい21新港地区4↑)、川崎(一般区域)、川崎(川崎西口大宮町Aの建築物基壇部等3.5↑~5)、川崎(川崎西口大宮町Bの建築物中高層部5↑~4)、川崎(新百合丘駅周辺地区Bの低層部5↑~3.5)、川崎(西口駅前中央地区低層部3↑5↓~5)、相模原(一般区域5↓)、相模原(一般区域5↑~4)、横須賀(一般区域)、平塚、鎌倉(旧市街地の住宅地域等~4)、鎌倉(一般住宅地域等)、藤沢(一般区域の湘南海外なぎさゾーン等以外等)、小田原(一般区域等)、小田原(小田原城周辺地区~4)、茅ヶ崎(一般区域4↑~4)、秦野(市街化区域)、秦野(市街化調整区域~4)、厚木(市街化区域4↑)、厚木(市街化調整区域4↑~4)、大和、海老名(市街化区域等)、座間、湯河原(一般区域)、湯河原(温泉場地区~4)、韭崎(神山地区)、北杜(景観形成地域4↓~4)、長野(一般区域)、松本(田園・集落系地域等~4)、松本(商業系地域等)、諏訪、小諸、茅野(商業系地域等)、茅野(住居系地域4↑~4)、佐久、千曲、安曇野、下諏訪、新潟(一般区域)、新発田、上越(5↓)、上越(5↑~4.5)、佐渡(一般市街地地域~4)、佐渡(商業・賑わい区域)、富山(~4.5)、金沢(一般区域等)、金沢(重要広域幹線景観形成区域+斜面緑地保全区域~4)、七尾(一般区域等)、小松(景観形成重要地域等)、輪島(景観形成重要地域等)、加賀(一般区域)、白山(一般区域等)、岐阜(一般区域)、岐阜(金華山・長良川区域等~4)、岐阜(金華区域の中小規模建築物~4)、大垣、高山(一般区域)、高山(城下町区域等~4)、多治見(大規模な行為5↓~4)、中津川(一般区域~4)、美濃、恵那、美濃加茂(山地、丘陵地~4)、美濃加茂(市街地・沿川)、可児、郡上、豊田(一体的市街地誘導ゾーン等)、静岡(一般区域)、静岡(日の出地区5↓)、浜松(~5)、沼津、熱海(一般区域~4)、三島、伊東(用途地域)、伊東(用途未指定~4)、富士(用途地域)、掛川、袋井、名古屋(一般区域)、豊田(田園・都市共生ゾーン等~4)、瀬戸(街なか景観ゾーン等)、瀬戸(田園景観ゾーン等~4)、半田(くらし風景地域等)、半田(里山風景地域等~4)、犬山(城下町ゾーン)、みよし、四日市、伊勢、松阪(一般区域)、桑名、鈴鹿、亀山(一般区域等)、亀山(景観重点地区~4)、福井(一般区域)、福井(都心部ゾーン等~4)、勝山、彦根(田園集落ゾーン等)、草津、守山(一般市街地ゾーンなど)、守山(中山道軸~4)、野洲(一般区域等)、東近江(市街地ゾーン等)、京都(一般区域)、福知山(市街地ゾーン等)、福知山(城下町まちなみ景観重点地区の町家エリア~4)、宇治(市街地地区等5↑)、宇治(白川集落地区5↑~5)、宇治(平等院表参道地区等~4)、長岡京(4↑~5)、豊中(4↑~4)、高槻、岸和田(一般区域4.5↑~4)、吹田(一般区域5↑~5)、茨木(まちなみ景観区域等)、寝屋川、神戸(眺望景観形成地域i5↑~4)、姫路(一般区域)、姫路(駅南大路地区5↑)、尼崎(低層住居景観)、尼崎(商業・業務景観~5)、西宮(一般区域等4↑~4)、伊丹(一般区域等5↑~4)、豊岡(まちの区域等)、豊岡(やま・うみ・さとの区域~5)、宝塚(1種低層住専以外の市街地等)、宝塚(1種低層住専~4)、三田(フラワータウン地区等)、篠山(まちの区域等)、篠山(河原町伝統景観修景ゾーン4↓~4)、奈良(まちなか景観形成地区等5↓)、奈良(まちなか景観形成地区等5↑~4)、橿原(田園・住宅地エリア等)、桜井(一般区域の住居系地域等5↓)、生駒(市街地景観区域5↓)、生駒(田園景観区域5↓~4)、斑鳩(市街地景観区域5↓)、斑鳩(幹線道路沿重点景観形成区域5↓~4)、鳥取(一般区域等)、鳥取(因幡白兔区域~4)、米子(一般区域等)、米子(景観形成重点区域~4)、倉吉、松江(景観計画重点区域)、出雲、津和野、岡山、倉敷(~4)、早島、三次(6↑~4)、下関(唐戸地区)、宇部(一般区域等5↑)、高松(市街地景観ゾーン)、高松(栗林公園周辺地区等~4)、丸亀(都心エリア等)、丸亀(丸亀城歴史エリア~4)、松山(~4)、今治、大洲(緑にあふれる町並み形成区域)、大洲(肱川景観保全区域)、伊予(灘町・湊町重点地区)、内子(~4)、高知、四万十市、中土佐、津野、四万十町、北九州(一般区域)、北九州(大里新市街地地区)、北九州(門司港レトロ地区)、福岡(都心ゾーン等)、福岡(一般市街地ゾーンの建築物高層部等~4)、福岡(御供所地区の建築物高層部4↑~4)、久留米(~4)、柳川(4↑~4)、八女(八女丘陵など~4)、豊前(住宅・商業市街地景域)、太宰府、うきは(市街地ゾーン等~4)、佐賀(一般区域)、嬉野、長崎(一般区域4↑~4-6)、長崎(東山手・南山手地区等4.5↑5.5↓3-6)、佐世保(都心まちなみゾーン等~4)、平戸(一般区域)、五島、南島原(~4)、小値賀(~4)、新上五島(一般区域)、新上五島(重要景観計画区域~4)、熊本(一般区域等)、熊本(特定施設届出地区)、山鹿(鞠智城公園周辺地区等)、天草(牛深区域の中心市街地ゾーン)、大分、別府(鉄輪温泉・沿道景観形成地区)、五島、別府(鉄輪温泉・まちなみ景観形成地区~4)、日田(~4)、由布(~4)、宮崎(一般区域等)、延岡、日南(5↓)、西都、椎葉(~4)、日之影、鹿児島(一般区域等)、出水、霧島(山の景域等~4)、霧島(商業系市街地)、岩手県、埼玉県(用途地域)、埼玉県(関越道以西用途未指定地域)、東京都(隅田川景観基本軸等4↑~4)、石川県(景観形成重要地域)、石川県(特別地域)、大阪府(道路軸等)、大阪府(湾岸軸等)、京都府(俯瞰景観重点ゾーン5↑~4)、奈良県(自然系地域5↓~4)、奈良県(住居系地域5↓)、奈良県(商業系地域5↓)、和歌山県(熊野参詣道特定景観形成地域の一部等)、鳥取県(一般区域)、鳥取県(大山区域~4)、福岡県(山景域等~4)、福岡県(田園景域等~4)、福岡県(まち景域)、長崎県、熊本県(南阿蘇地域4↓)</p>	<p>当別(~8)、上富良野(~7)、八戸(~8)、足利(~7)、下仁田(一般区域~8)、柏(4.9↓~7.5)、市川(商業系3.5↑~6.5)、海老名(海老名駅東口地区~8)、新発田(~8)、上越(5↓~7.5)、加賀(一般区域~10)、大垣(~8)、高山(一般区域~10)、静岡(日の出地区5↓~8)、みよし(~8)、長浜(一般地区等~10)、長浜(ながはま御坊表参道地区~6.5)、早島(~11)、大洲(緑にあふれる町並み形成区域~8)、四万十市(~10)、中土佐(~10)、津野(~10)、四万十町(~10)、熊本(特定施設届出地区~7)、出水(~8)、岩手県(~10)、</p>

表3 5Bを使用できる場合

	彩度 3 ~ 6	彩度 6 ~
明 度 8 7	<p>函館(都市景観形成地域~4)、小樽(一般区域等~4)、当別(~4)、上富良野、八戸、北上(~5)、秋田(~5)、水戸(~4)、土浦(一般区域等~4)、足利、下仁田(一般区域)、中之条(伊参地区等~4)、川場村(~4)、下諏訪(~4)、新潟(一般区域)、新発田、佐渡(一般市街地地域~4)、佐渡(商業・賑わい区域)、七尾(一般区域8.5↓)、小松(景観形成重要地域8.5↓)、輪島(景観形成重要地域8.5↓)、加賀(一般区域)、白山(一般区域8.5↓)、岐阜(金華区域の中小規模建築物~4)、大垣、高山(一般区域)、可児、名古屋(一般区域)、福井(一般区域)、福井(都心部ゾーン等~4)、長浜(一般区域)、福知山(市街地ゾーン等)、豊中(9↓~4)、鳥取(一般区域の商業地域等)、米子(商業地域等)、倉吉(商業地域等)、四万十市、中土佐、津野、四万十町、北九州(一般区域)、福岡(都心ゾーン等)、八女(八女丘陵など~4)、豊前(住宅・商業市街地景域)、佐賀(まちゾーン~5)、五島、別府(鉄輪温泉・沿道景観形成地区~5)、日田(~4)、宮崎(一般区域等~5)、延岡(~4)、西都(~5)、出水(~4)、霧島(商業系市街地~4)、岩手県、石川県(景観形成重要地域8.5↓)、和歌山県(熊野参詣道特定景観形成地域の一部等~4)、鳥取県(一般区域の商業地域等)、福岡県(田園景域等~4)、福岡県(まち景域)、長崎県(~4)</p>	<p>上富良野(~7)、八戸(~8)、足利(~7)、新発田(~8)、加賀(一般区域~10)、大垣(~8)、高山(一般区域~10)、可児(~7)、長浜(一般区域~10)、四万十市(~10)、中土佐(~10)、津野(~10)、四万十町(~10)、岩手県(~10)</p>
明 度 6 7 8	<p>函館(都市景観形成地域~4)、旭川(一般区域)、小樽(一般区域等~4)、当別(~4)、上富良野、八戸、北上(~5)、秋田(~5)、水戸(~4)、土浦(一般区域等~4)、足利、下仁田(一般区域)、中之条(伊参地区等~4)、川場村(~4)、市川(商業系等~3.5)、下諏訪(~4)、新潟(一般区域)、新発田、佐渡(一般市街地地域~4)、佐渡(商業・賑わい区域)、七尾(一般区域)、小松(景観形成重要地域)、輪島(景観形成重要地域)、加賀(一般区域)、白山(一般区域)、岐阜(金華区域の中小規模建築物~4)、大垣、高山(一般区域)、可児、名古屋(一般区域)、福井(一般区域)、福井(都心部ゾーン等~4)、長浜(一般区域)、福知山(市街地ゾーン等)、豊中(~4)、鳥取(一般区域の商業地域等)、米子(商業地域等)、倉吉(商業地域等)、今治(~4)、四万十市、中土佐、津野、四万十町、北九州(一般区域)、福岡(都心ゾーン等)、八女(八女丘陵など~4)、豊前(住宅・商業市街地景域)、佐賀(まちゾーン~5)、五島、別府(鉄輪温泉・沿道景観形成地区~5)、日田(~4)、延岡(~4)、宮崎(一般区域等~5)、西都(~5)、出水(~4)、霧島(商業系市街地~4)、岩手県、石川県(景観形成重要地域)、和歌山県(熊野参詣道特定景観形成地域の一部等~4)、鳥取県(一般地域の商業地域等)、福岡県(田園景域等~4)、福岡県(まち景域)、長崎県(~4)</p>	<p>上富良野(~7)、八戸(~8)、足利(~7)、新発田(~8)、加賀(一般区域~10)、大垣(~8)、高山(一般区域~10)、可児(~7)、長浜(一般区域~10)、四万十市(~10)、中土佐(~10)、津野(~10)、四万十町(~10)、岩手県(~10)</p>
明 度 3 7 6	<p>函館(都市景観形成地域~4)、旭川(一般区域4↑)、小樽(一般区域等~4)、当別(~4)、上富良野、八戸、北上(~5)、秋田(~5)、水戸(~4)、土浦(一般区域等~4)、足利、伊勢崎(境島村区域5↓~4)、下仁田(一般区域)、中之条(伊参地区等~4)、川場村(~4)、市川(商業系等3.5↑~4.5)、下諏訪(~4)、新潟(一般区域)、新発田、佐渡(一般市街地地域~4)、佐渡(商業・賑わい区域)、七尾(一般区域)、小松(景観形成重要地域)、輪島(景観形成重要地域)、加賀(一般区域)、白山(一般区域)、岐阜(金華区域の中小規模建築物~4)、大垣、高山(一般区域)、可児、名古屋(一般区域)、福井(一般区域)、福井(都心部ゾーン等~4)、長浜(一般区域)、福知山(市街地ゾーン等)、彦根(田園集落ゾーン等)、豊中(4↑~4)、鳥取(一般区域の商業地域等)、米子(商業地域等)、倉吉(商業地域等)、今治(~4)、四万十市、中土佐、津野、四万十町、北九州(一般区域)、福岡(都心ゾーン等)、八女(八女丘陵など~4)、豊前(住宅・商業市街地景域)、佐賀(まちゾーン~5)、五島、新上五島(重要景観計画区域~4)、別府(鉄輪温泉・沿道景観形成地区~5)、日田(~4)、宮崎(一般区域等~5)、延岡(~4)、日南(5↓)、西都(~5)、出水(~4)、霧島(商業系市街地~4)、岩手県、石川県(景観形成重要地域)、和歌山県(熊野参詣道特定景観形成地域の一部等~4)、鳥取県(一般区域の商業地域等)、福岡県(田園景域等~4)、福岡県(まち景域)、長崎県(~4)</p>	<p>上富良野(~7)、八戸(~8)、足利(~7)、新発田(~8)、加賀(一般区域~10)、大垣(~8)、高山(一般区域~10)、可児(~7)、長浜(一般区域~10)、四万十市(~10)、中土佐(~10)、津野(~10)、四万十町(~10)、岩手県(~10)</p>

注：①本試みは、彩度や明度の許容範囲が、どのまとまりの範囲に入っているのかをみるためのものであるため、厳密に6なのか、6.1なのかを区別するはせず、以上、以下が区分のところで重複している、あるいは「未満」であったり「超」の場合があると、理解されたい。

② ~は彩度の限度を、↓↑は明度の上限、下限を、-は間を指す。

③景観計画区域中、景観形成重要地区など、特別な地域を除いた区域を便宜上「一般区域」と表示している。

表4 低彩度で5Bの使用が認められている例

<p><u>彩度3以下で、認める地域があるもの</u></p> <p>長沼町、白河市、川口市(2.25以下)、戸田市(2.25以下)、千葉市、柏(2.25以下)、相模原市、鎌倉市、厚木市、海老名市、座間市、大磯町、長野市、小諸市、茅野市、佐久市、千曲市、安曇野市、上越市(2.25未満)、浜松、三島市、伊東市、富士市、大津市、草津市、野洲市、東近江市、岸和田市、吹田市、尼崎市、生駒市、松江(2.5未満)、早島町、大洲市、内子町、北九州、熊本、由布市、日向市、滋賀県</p> <p><u>彩度2以下で、認める地域があるもの</u></p> <p>札幌市(1.5)、盛岡市、仙台市、横手市、鶴岡市、石岡市、牛久市、つくば市、守谷市、宇都宮市、小山市、太田市、富岡市、甘楽町、板倉町、さいたま市、熊谷市、秩父市、所沢市、志木市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、船橋市、我孫子市、松戸市、茂原市、市原市、流山市、浦安市、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市、立川市、府中市、町田市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、逗子市、秦野市、大和市、南足柄市、湯河原町、韮崎市、北杜市、松本市、諏訪市、金沢市、岐阜市、中津川、恵那市、郡上市、静岡市、沼津市、熱海市、掛川市、袋井市、豊田市、瀬戸市、半田市、犬山市、みよし市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、勝山市、長浜市、守山市、京都市、長岡京市、堺市、高槻市、茨木市、箕面市、神戸市、姫路市、西宮市、伊丹市、豊岡市、宝塚市、三田市、篠山市、奈良市、橿原市、桜井市、斑鳩町、松江市、出雲市、津和野市、岡山市、宇部市、萩市、高松市、丸亀市、松山市、伊予市、高知市、久留米市、柳川市、太宰府市、うきは市、嬉野市、長崎市、佐世保市、平戸市、南島原市、小値賀町、山鹿市、天草市、大分市、中津市、椎葉村、日之影町、鹿児島市、石垣市、浦添市、うるま市、本部町、読谷村、埼玉県、東京都、大阪府、奈良県、福岡県</p> <p><u>彩度1以下で、認める地域があるもの</u></p> <p>横浜市(0.5以下)、米沢市、多治見市、倉敷市、下関市、那覇市、京都府</p>
--

次に表2についてみると、

- ・彩度6を超えるような色彩を原則、認めている例は少ない。原則的に、この範囲を認めている景観行政団体の色彩規制についてみると、当別町、下仁田町、柏市、市川市、海老名市、上越市、可児市、静岡市、長浜市、宇治市、早島町、大洲市、熊本市以外は、例えば10色相に依じて、一定の明度の範囲内で彩度を規定するといったものではなくて、おおまかに、まず彩度だけを規制しておき、現実の色彩設計を見て、個々に判断していこうという趣旨のものではないかと思われる。^{※20}
 - ・彩度、明度の各枠内での限度は、赤字表示してあるが、「彩度3～6」の枠内の「～」で表現される彩度の限度は、その多くが「～4」であって、景観行政団体の中には、明度3以上の、言わばはっきり色相が現れる範囲では、暖色系の2.5YRであっても、彩度6は(その地域では)高すぎると判断している団体がある程度あると言えよう。
- 建築物の外壁は、単一色ではなく、外壁の大部

分を占めるいわゆる基調色以外にも、サブカラー、補助色、アクセント色等、一定面積の範囲で他の色彩を使用することを認めている団体が多く、それによって、建築物から受ける印象が大きく変わってしまうことがある。そのことからすれば、外壁の大部分を占めるいわゆる基調色について概観してみることに意味がないのかもしれないが、以上の点からは、建築物の外壁という非常に大きな部分を占め、歩行者視線では大きな影響を与える部分については、現在の景観行政団体の多くの地区・地域で、まずは、暖色系で、それ程、彩度の高くない範囲内で収めていこうとしている、それが志向している方向であると、伺える。

その他の、いわゆる外壁の基調色及び屋根色についての原則的な基準についての特徴、特色としては、^{※21}

- 外壁基調色について、基本的には、一定の指定色の中から選択することとしている例がある。^{※22}
- 外壁基調色に関し、建築物の一定の高さで区切り、それより上層とそれより下層で、上層にはより抑えた色彩とする等、基準に差を設けてい

る例がある。^{※23}

- 外壁基調色の明度に関し、高い明度を許容する場合には、彩度を抑える(明度と彩度が、いわゆるトレードオフの関係) ことによって、いわゆる「派手な色」、「けばけばしい色」にならないよう措置していると考えられる例がある。^{※24}
- 外壁基調色に2以下の明度を認めず、外壁が暗い色調にならないよう措置していると考えられる例がある。^{※25}
- 外壁基調色に8を超える明度を認めず、外壁が明るすぎる色調にならないよう措置していると考えられる例がある。^{※26}
- 屋根色に5を超える明度を認めず、屋根が明るすぎる色調にならないよう措置していると考えられる例がある。^{※27}
- 外壁基調色の彩度については、許容する範囲を一定値以上としている例は見出せず、いずれも一定値以下とする内容となっている。外壁基調色に、6を超える彩度を許容している例(サブカラー、アクセントカラーなど、外壁面の一定面積以内で認めるものを除く。)は、それ程、多くない。^{※28}
- 屋根色の彩度については、外壁と同様、彩度を抑えた基準としている例が多いが、とりわけて基準を明示しているものの中には、高彩度のものを許容している例がある。^{※29}

6. 今後の色彩基準の方向性

良好な景観に対する価値観は多様であり、市街地の場合に景観を構成する、景観に影響する要素も多々ある。個々の建築行為等が、計画地の立地や周辺環境等の地域性、周辺との関係性の面からみてふさわしいかどうかは、一律の基準への適合のみで判断できるものではなく、より良い景観に誘導する基準等については、定性的にならざるを得ないものもあろう。しかしながら、

- ・現時点では、特に良好な景観を有している地区等を除いた景観計画区域では、比較的大規模な建築物に限定された届出・勧告・変更命令等の

制度運用となっているが、落書きの例^{※30}によく発現するように、ほんの一部分の不調和が、長年月及び多くの人々の努力と抑制の結晶である全体の調和を簡単に壊しかねないことから、住民の意識の高まりに従って、規制対象を徐々に拡大していくことが望ましいと考えること、^{※31}

- ・その上で、全てを定性的に判断する、個々の色彩設計を見た上で判断することとした場合には、人的、金銭的に相当の行政事務負担が必要となろうことは相続に難くないこと、^{※32}
- ・また、住宅などの持ち主、建築主、1級建築士など建築設計を行う側にとっても、定性的な基準は予見可能性が低く、建築行為の停滞や、創造性に乏しい、即ち前例踏襲的な色彩設計に誘引される可能性も考えられること、

から、基本的には、一定の統一感こそが景観を悪化させない(面白味がない、刺激がない、単調だという批判が予想される^{※33})ということを立てるならば、マンセル表色系などの客観的基準を用いて、ある程度の狭さでの一定範囲を原則とし、その範囲外の色彩を用いようとする場合は、外観パースやフォト・モンタージュ、色見本、CGや3次元GIS^{※34}などによって、景観審議会等の専門家の判断を得て、是非を決する仕組みが適当ではないかと考える。

また、マンセル表色系の基準については、

- ・明度について、特に明示していない景観計画も多く、例えば薄い青みがかった白い外壁の建築物の隣に、赤みがほんの少し感じられるようなほぼ黒い外壁の建築物が建つことも、マンセル表色系の基準からだけではあり得ないことではないことになっている。多くの基準は、マンセル表色系の基準以外に、例えば「周辺と調和した色彩となるよう～」といった定性的な基準も設けているため、上記のようなアンバランスは、事前相談や事前の行政指導、届出の後の勧告などによって、現実には生じないものと考えられるが、基準の整合性、建築主、住民にとっての分かり易さの点から、明示しておくことが適切

であると考え。この場合において、有彩色と無彩色の許容明度範囲を異ならせている計画もあり、彩度との関係もあるが、有彩色と無彩色の間にはごく微妙な差しかない場合があり得るので、範囲を異ならせるのであれば、丁寧な検討と住民意見の聴取が必要であろう。

- ・自然素材等については、マンセル表色系の基準の適用除外としている例が多い。景観計画を概観するに、自然素材等では彩度6を超えるようなものがほとんど見出せないことから、そのような措置としている、又は自然素材等は、当初は一見派手に見える色彩であっても時をおかず落ち着いた穏やかな色彩に変化することから、そのような措置としているとの理由が散見

- ※1 ただし、全面施行は平成17年6月1日である。
- ※2 各自治体の景観計画での表記の場合には、10◆を0■、たとえば10RPをORと表す例もある。
- ※3 この符号を、「マンセル値」と呼ぶことがある。なお、彩度0の無彩色、色の付いていない白や黒、その間の灰色は、N+明度で示され、N1が黒、N9.5が白、灰色はその間で示されることが多い。
- ※4 JIS Z8721の基準に準拠している例が大半であるが、かつて(財)日本色彩研究所で開発された「日本色研配色体系」に準拠している例がある。(山形県、三次市)
- ※5 100色の色相×10区分の明度×8~14の彩度で、万余の区分になるわけではない。景観計画の参考資料等で、色相、明度、彩度とも区切りのいい数値で、それぞれの色を票に表し、「色票」として例示する場合も多い。1色相について、縦軸を明度、横軸を彩度にした「カラーチャート」を作成することができ、縦軸がピラミッドの底辺で、彩度が高くなる(右側に進む)につれて、細くなるピラミッド型になる。1色相で、30程度の色票からなるカラーチャートを想定すると、3千~4千通り程度の色区分ができることになる。なお、光は連続的に変化するものであるため、5,000区分、10,000区分と、区分を増やすことも、理論的に可能である。また色彩の違いを人間の目で判断するのではなく、分光色彩計、色差計、分光測色計などと言われる、色彩を機械的に測り、マンセル値を表示する計測器の宣伝広告、商品紹介も企業のHP上に見られる。このことからすれば、区分を細かくし、機械測定により基準適合を判定すると

される。ただ、自然素材等にはどこまでが含まれるのか^{※35}、適用除外としている以上許容範囲を超える材料があることを前提としているはずだが、いわゆる寒色系の色相について、低彩度、低明度でしか認めていない場合には、寒色系の色相の自然素材の彩度、明度が上回ることも想像できる。景観計画では、先述したとおり、一定の定性的基準の具現化としてマンセル表色系の基準を併用している場合が多いことから、当該定性的基準への適合性審査において、調和を乱すものについては勧告等の措置をとれば十分なのかもしれないが、基準設定上の留意項目であると考え。

- という方法も考えられなくはないが、景観法が、全体として良好な景観の形成や保全を目的とするものであることからすれば、色彩について定量的基準を導入したからといって、色彩の微差をとりあげて、範囲内か否かを決することに、さほどの意味があるとは思えない。
- ※6 国土交通省が平成23年9月に実施した調査(<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/keikanhoukatuyouikou.html>)によれば、同年9月1日時点では、景観形成基準として建築物の色彩について定めている景観計画が307計画(315計画の97.5%)となっており、建築物の屋根又は外壁の色彩が景観に与える影響が大きいと大半の自治体が判断していると考えられる。
- ※7 表の記載は、
 - ・景観計画区域全体についてではなく、特定の地区についてのみ、マンセル表色系の基準を導入している場合も含んでいる。
 - ・指導、助言の基準や、「推奨する色彩」といった勧告、変更命令等との関係がないものは、マンセル表色系で示してあっても、含めていない。また「形態意匠」の括りの中に色彩を含めているものがあるが、具体的に色彩について記述されている場合だけをとり上げた。すなわち「周辺景観と調和のとれた形態意匠」との基準にすると、周辺景観から浮いた色彩を使うことが困難になるものとも考えられるが、具体的に色彩についての記述がないことから、このような基準は含めていない。
 - ・法の施行の後に、中核市に移行した市、都道府

県との協議を了して景観行政団体になった市町村については、当該市町村の行政区域に関する都道府県の景観計画の内容が効力を持ち続けるが、新たに、当該市町村が自ら景観計画を策定している場合にのみ、表記している。

なお市町村に関する調査は、一定時点の網羅的なものではない。また自治体HPにより、把握できたものに限定されている。

- ※8 「景観計画区域」を県域全体、市域全体と、景観行政団体であるその地方自治体の行政区域全域としている例が多いこと、及び大規模建築物が景観に与える影響が大きいこと、から、大規模建築物を届出の対象とし、景観形成基準(建物・色彩)を適用するケースが多々見られる。行政効率を意識すれば、当然であろう。なお、その規模に関しては、高さ10m超、13m超、15m超、31m超など、高さで区切った場合にも様々であり、また建築面積(又は延べ床面積)で区切る場合も、150㎡超、300㎡超、500㎡超、1000㎡超、1500㎡超、5000㎡超など、様々となっている。

また景観計画区域を行政区域全体とした上で、特に良好な景観を創出し、保全していこうとする地区を特定し、より具体的な、あるいは詳細な景観形成基準を定めているケースもあるが、そのような場合、例えば宇都宮市の景観形成重点地区では、届出対象となる建築物を「建築確認が必要となるもの」と、福井市の福井都心地区特定景観計画区域や長野市の大門町南景観計画推進地区では、「延床面積の合計が10㎡を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転」と、ほとんどの建築物が対象となるように設定している場合もある。村域全体を景観計画区域とし、建築物の新築について全てを届出対象とした上で、「高さ10m以下の建築物は、色彩のみ届出を行うこと」としている山梨県山中湖村のような例もある。

なお、常滑市、三田市、宇部市、松山市、今治市、大州市、別府市、豊後高田市、由布市、日南市のように市域内の一部分を景観計画区域としている例も、もちろんある。※6記載の調査によれば、景観計画の対象区域を当該自治体の行政区域全域としていないのは、26団体となっている。

- ※9 景観が地域ごとに異なるものであること、その志向する方向も地域住民の総意に基づき多様であってよいもののはずであること、それを基に景観計画に志向する景観形成の方向が示されること、それに基づいて計画期間内の行為の制限の内容(景観形成基準)が定められ、定性的であれ定量的であれ具体的に計画で示されること、それに対して

豊富な多様性を有する具体的な行為が届け出られ、それが当該景観形成基準に適合するか否かを判断していかなければならないことからすれば、勧告や変更命令等の判断には、言わば自動車の速度違反取締りのようなある意味で機械的判断とは異なり、政策的、技術的に判断していく上で、当然に一定の裁量が認められるべきである。ただ、それにしても、その裁量権の行使には一定の枠があるはずで、一般論として裁量権の踰越による違法に関しては、「裁量権の行使としてされたものであることを前提として、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして違法となるとすべきものと解するのが相当」とされている(昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決(昭和50(行ツ)120号)、平成18年11月2日最高裁判所第一小法廷判決(平成16(行ヒ)114号)など)。そのような観点からしても、建築物や工作物の色彩基準については、マンセル表色系手法による客観化の手段があり、その共通化・固定化には、JIS Z8721が定められているメリットがあることからすれば、マンセル表色系に基づいた景観形成基準(建物・色彩)を設けて、利用していくことが理にかなっている。国交省が行った過去の景観計画等の活用状況についての調査によれば、「審査・勧告・変更命令の運用課題」として「数値基準に違反するもの以外は、勧告や変更命令が出しにくい」を挙げている団体が、平成21年8月1日時点調査では110団体(景観計画策定済み団体188団体の58.5%)、平成22年7月1日時点調査では153団体(景観計画策定済み団体243団体の63.0%)、平成23年9月1日時点調査では194団体(景観計画策定済み団体307団体の63.2%)となっており、最高裁判決の判旨を知ってか知らずか、客観的な基準の必要性を感じている自治体職員が多いことが明らかである。なお、後2調査とも、1年度間における(a)勧告又は変更命令を行うことを検討した件数、(b)勧告又は変更命令を行った件数、(c)勧告又は変更命令に至らなかった理由(件数)の調査も行われているが、(a)－(b)の件数と、(c)の件数が極端に異なるため、ここでは採用しない。

- ※10 景観行政事務とは、景観法第8条から第54条まで、第81条から第96条までの規定に定められて

- いる地方自治体が行う事務を指す（景観法第7条第1項）。
- ※11 各景観計画で、ここが「景観計画区域」であると明示される。
- ※12 特定届出対象行為は、2②ロ(1)(2)の行為の範囲内のものに限られる。
- ※13 景観法では、例えば都市計画区域内でなくてはならないといったような特定の法に根拠を置く区域に依拠しなければならないこともなく、都市的地域、農産漁村地域、自然的地域のいずれでも区域指定が可能となっている。法第8条第1項に景観計画区域を指定できる地域の要件が規定されているが、「市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域」であれば、同項第1号の「現にある良好な景観を保全する」地域、同項第2号の「現在は必ずしも良好な景観ではないが、今後良好な景観を形成していく」地域、同項第5号の「今後、不良な景観が形成されるおそれがある」地域は設定することが可能であり、非常に広い範囲で、大きくも小さくも景観計画区域を設定できる。もちろん景観計画区域について、一定の面積制限があるわけではない。区域設定の制限が緩やかで、4イ、ロ(1)に示したとおり、いずれの市区町村も景観行政団体になれることから、景観計画区域の設定の自由度は極めて高い。行政区全域を景観計画区域と設定している市区町村が大半だが、その上で、景観計画区域を様々やり方で区分し、届出制度を活用している。
- ※14 4②で見たとおり、対象行為の大枠は法令で定められているが、条例によって、付加、除外することができる。その付加、除外についても、1景観計画区域に共通でなければならないわけではなく、上記※13で述べた景観計画区域を様々なやり方で区分した、その区分ごとに、付加、除外を変更することも可能である。
- ※15 条例という法文形式で規定することとした場合であっても、練達の士によれば自由度は高いのかもしれないが、やはり条例、規則故の「この限りでない、などの法文特有の言い回しを用いる」「曖昧さのある用語、多義的な用語は使用しにくい。従って口語的用語は法令用語による定義規定なしには使用しがたい」「同一内容を場合を変えて使う場合には、準用規定を用いる」「図を多用しにくい」「同一のことを2度書きすることはしない」等の制約があるものとする。条例、規則にではなく、計画に記述する場合には、このような制約から解放されることから、書き手となる地方公務員にと

っても、読み手となる住民、事業者にとって分かり易いように、また柔軟に基準が計画に定められるものと考えられる。もとより、だからこそ、曖昧さのない文、正確な文章で、計画を策定することが重要であろう。

- ※16 市町村が主であることは、例えば平成16年5月11日衆議員国土交通委員会での国土交通省都市・地域整備局長答弁「今後の景観行政は、最も住民に近い基礎的自治体でございます市町村が担っていくべきものと考えております（中略）その他の市町村については、手を挙げれば、知事の同意を得て景観行政団体となることができます。また、同意の基準としては、よほどのことがない限りは、手を挙げた市町村は知事は同意すると考えておまして、この考え方について技術的な助言等で明らかにしていきたいと考えております。」、景観法運用指針IV 1(1)の「良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。」から明らかであろう。また景観計画を策定しているのが20都道府県と半数以下となっていることにも、暗々裏に示されていると言えるかもしれない。
- ※17 例えば、エネルギーの使用の合理化に関する法律（いわゆる省エネ法）や、高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（廃止法令、いわゆるハートビル法）では、省エネの基準やバリアフリーの基準（あくまでも事業主、建築主の判断基準としての基準であるが）は、地域的に詳細に変化させる必要がない性格のものであることは容易に理解ができ、故に、基準や対象を、自治体に主体的に定めさせる構成をとる必要性、必然性がない。また建築確認事務は、従来より、市町村の建築主事が行い、建築主事を置かない地域について、都道府県に置かれる建築主事を行うこととされていたが、防火基準等の建築物のいわゆる単体規程の規制は、基準自体は国が定める（仕様規定であれ、性能規定であれ）、用途規制、建蔽率、容積率などの集団規程の規定は、都市計画で定められる法令で定められた枠内での数値の範囲内か否かをチェックするものとなっており、市町村が主となって行政事務を行うが故にその基準等を主体的に定め得るということにはならない。もちろん、建築基準法40条、41条、43条、43条の2、49条、50条、68条の9等、条例で規定できる部分があるが、景観法の届出制度に関する自由度に比肩するものとは思えない。防

火対策、公害対策、省エネ対策、バリアフリー対策同様、良い景観を創出する、維持することが全国的課題であるにも関わらず、また全国的課題であるが故に条例ではなく国の法律という法形式で規律が設定されたにも関わらず、国で一律の基準を設定しない制度設計を行ったのは、「景観」というものが極めて地域性が高い、誤解を恐れずに言えば均一でない方が望ましい、多様であることが望ましいため、国で一律の基準を策定することが極めて不合理である(不可能ではなく)ことに由来するものだと考える。因みに、届出、勧告、変更命令等といった制度が緩やかなものだからという理屈は成り立たないのではないかと考えている。景観法17条1項の変更命令等に従わなかった場合には、即座に罰則が課せられるわけではないが、同条5項には、原状回復又は原状回復が著しく困難な場合のそれに代わるべき措置の命令が規定されており、当該命令に違反した場合には、法100条により、懲役1年以下の罰則も課し得るものだからである。

※19 筆者が景観計画の参考に示されているカラーチャートを各HP上で見た感覚では、彩度が2以下であると、青みがかった白、灰色といった感じで、「青」というよりは、「白、灰色」ではないかとの印象を受ける。また、明度が2以下の場合には、黒又は濃い灰色が、少し青っぽいという感じで、こちらも「青」という感じにはならないのではないと思われる。もちろんHP上での発色は正確なものではないし、大面積に使われた場合の印象はまた別のものかもしれない。

※20 秩父市の場合、明度9以上で、5Bに限らず、他の色相についても彩度を自由に行っているが、ほぼ白に近いことからであると思える。

※21 本稿は、各基準の優劣、適否を論じたり、暗に想起させようとするものではない。そもそもその地域での建築行為が自然に任せてどの程度の広がりの中で行われるのが通常なのか、建築行為が活発か否か、市街地なのか、別荘地なのかなど、多様な条件の下で、各自自治体が住民の景観に対する意識の高まりも踏まえて、現段階で策定している景観計画の内容であることが、尊重されるべきである。何故、色彩基準をそのように定めたのかについて、例えば高松市の景観計画区域については「…既存建築物の色彩調査を実施した結果、多くの建築物は、暖かく落ち着いた自然色になじむ色相(Y・YR・R系)を基調としていました。また、周囲と調和していない色彩の多くは、自然界に存在

する色で最も鮮やかである山や里山等の緑の色彩である彩度6を超えていました。これら色彩調査の結果から、市全域で多く使用されている色彩を基準として、良好な景観形成になじまない色彩をできるだけ排除する、必要最低限のルールを数値化することとします。…」、松江市の宍道湖景観形成区域(水際景観ゾーン)では「…緑豊かな親水空間の形成を目指しており、敷地内の緑と調和する色彩を使用する。対岸からの眺望では、緑に溶け込む印象が相応しく、樹木の緑に馴染んで調和する色彩としては、岩石・土・砂などや幹の色彩であるため、メインカラー・サブカラーはそれらを表現する狭い範囲で定める。…」、同区域の築地松散居住宅ゾーンでは「…田園と空の広がる明るい景観が特徴で、田と築地松との色彩は、類似的な色合いでありながら明快な明度コントラストにより、統一感とともに変化が感じられる美しい配色となっている。そうした調和の取れた景観の中に築地松より暗い色彩の人工構造物があると、より強いコントラストが生じてバランスが壊れてしまう。そこで、他の稲穂と築地松のコントラストを活かすため、メインカラーとしては、築地松より暗い色彩や築地松に類似した明度の色域を避けた狭い範囲で定める。…」、湖畔田園ゾーンでは、「…明るく広がりのある景観の中で、遠景の山や田園の色彩が柔らかな印象を与えている。このような印象を壊さないためには、同様の印象を与える色彩を使用するようにし、極端に明るい色や暗い色は避ける…」といった理由が付されている。

例えば、白砂青松の地域を想像した場合に、青松を背景の主要イメージすると、自然素材の木材を用いたどちらかと言えば暖色系の建築物の方が風景に調和するのではないかと思えるが、白砂を背景の主要イメージするならば、例えば漆喰の白壁を基調とするような明るい建築物、あるいは地中海沿岸の南欧の白い家並みも風景に調和すると言えよう。その意味からすれば、ある特定の色相や、明度が適当、不適当のではなく、一定の範囲内に留まっている、違いはあるものの全体としては、外壁等は△△系～○○系の色相の中の明度や彩度が□～◇に収まっている、また屋根は勾配屋根で云々…と、一定の対比がありつつも共通の規則性があることが景観形成の基本ではないかと考える。その上で、例えば欧米のように街の中心にそびえ立つ教会が特別な色をしていたり、特段に目立つ装飾がなされていても、シンボリック建築物、象徴的建築物として、極端な違和感を抱かな

い人も多いのではなかろうか。景観計画での個々の記載ぶりについては、(一財)土地総合研究所のHPに資料編として掲載してあるので、関心のある方は参照されたい。

- ※22 札幌市、草加市、豊田市(足助景観重点地区：無彩色)、石岡市(朝日地区)
- ※23 目黒区(山手通り沿道など)、板橋区(板橋崖線軸地区など)、川崎市(景観計画特定地区)、藤沢市、尼崎市(中高層住居景観、商業・業務景観など)、三田市、奈良市(まちなか景観形成地区の明度3以上4未満の4.5R~5.5R、4.5PB~5.5PB)、福岡市(一般市街地ゾーン等)、柳川市
- ※24 伊勢崎市(境島村景観重点区域)、板倉町、甘楽町、所沢市、戸田市、柏市、市川市、松戸市、浦安市、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、荒川区、板橋区、足立区、江戸川区、八王子市、立川市、府中市、町田市、横浜市(関内地区)、藤沢市、上越市、多治見市、静岡市、亀山市、岸和田市、奈良市、生駒市、桜井市(ただし工業系地域は別)、斑鳩町、長崎市、新上五島町、大分市、日向市、日南市、東京都(臨海景観基本軸など)
- ※25 小樽市(ただし2未満)、黒松内町(指定の色)、水戸市、守谷市(景観形成重点地区)、土浦市(霞ヶ浦湖畔地区など)、石岡市、宇都宮市(宇都宮駅東口地区など)、太田市(田園景観など)、甘楽町、所沢市、志木市(河川景観形成区域)、和光市(農業系など)、八潮市、三郷市、市川市、我孫子市(手賀沼ふれあいライン地区)、浦安市(新浦安駅周辺区域など)、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市、立川市、府中市、町田市、川崎市(景観計画特定地区)、横浜市(景観推進地区)、横須賀市(見晴らしの丘地区)、鎌倉市(鎌倉芸術館周辺地区)、藤沢市(ただし工業系建築物を除く)、茅ヶ崎市(商業街区の景観重要道路に面した建築物の1階部分など)、逗子市(逗子駅周辺地区など)、秦野市(市街化調整区域)、厚木市、海老名市(市街化調整区域など)、大磯町(ただし有彩色)、山中湖村、茅野市、七尾市(特別地域)、輪島市(特別地域)、小松市(特別地域)、白山市(特別地域)、加賀市(景観形成地域)、高山市(城下町区域など)、大垣市、可児市(2未満が不可)、郡上市(2未満が不可)、浜松市(2未満が不可)、沼津市(景観形成重点地区、2未満が不可)、熱海市(東海岸町地区)、三島市、掛川市、福井市、大津市、彦根市(市街地景観ゾーンなど)、草津市、守山市、野洲市、東近江市、宇治市(白川集落地区など)、長岡京市(有彩色で)、堺市、豊中市、岸和田市、吹田

市、茨木市、寝屋川市(東寝屋川駅駅前広場周辺地区など)、箕面市、姫路市(都市景観形成地区など)、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市(ワシントン村街区)、奈良市、松江市(水際景観ゾーンなど)、岡山市、倉敷市(工業系市街地)、三次市、宇部市、大州市、伊予市(灘町・湊町重点地区)、内子町(景観計画重点区域)、北九州市(臨海部産業景観形成誘導地域)、福岡市(御供所地区)、柳川市、長崎市、平戸市(生月島南部・平戸島西海岸地区など)、天草市(ウオーターフロントゾーン)、別府市(明礬温泉地区など)、宮崎市(大淀川地区など)、日向市、那覇市、うるま市、読谷村、本部町、埼玉県(関越道以東の用途地域非指定地域)、東京都、滋賀県、京都府、熊本県(南阿蘇景観形成地域など)

- ※26 黒松内町(指定の色)、長沼町(馬追丘陵区域)、米沢市(景観形成重点地区)、八潮市(北部地域)、板橋区(板橋崖線軸地区の12m未満の高さなど)、秦野市(市街化調整区域)、海老名市(市街化調整区域)、南足柄市(田園・里山景観ゾーンなど)、大磯町(景観形成重点地区一丘陵側一)、湯河原町(温泉場地区)、高山市(城下町区域など)、多治見市、半田市(半田運河周辺地区)、亀山市(百六里庭-関宿眺望景観重点地区)、大津市、彦根市(田園集落ゾーンなど)、吹田市(佐竹台1丁目地区など)、箕面市(山すそ景観保全地区など)、神戸市(眺望景観形成区域 i)、篠山市(河原町伝統景観修景ゾーンなど)、樫原市(遠望景観保全エリアなど)、生駒市(幹線道路沿重点景観形成区域など)、斑鳩町(田園景観区域など)、松江市(水際景観ゾーン)、三次市、今治市、八女市(山あい)、奈良県(自然系地域など)、福岡県(矢部川流域など)
- ※27 黒松内町(指定の色)、米沢市(景観形成重点地区)、宇都宮市(白沢地区)、富岡市(歴史的文化的景観保全ゾーン)、甘楽町、市原市(景観形成重点地区)、横須賀市(見晴らしの丘地区)、小田原市(小田原城周辺地区など)、逗子市(歴史的景観保全地区)、湯河原町(温泉場地区)、茅野市、高山市(城下町区域など)、豊田市(足助景観重点地区)、彦根市、吹田市(山田駅周辺地区など)、箕面市(都市景観形成地区)、篠山市(河原町伝統景観修景ゾーンなど)、樫原市(自然風致保全エリア)、宇部市(シンボルロード沿道地区など)、長崎市(東山手・南山手地区など)、天草市(崎津・今富区域)、京都府(俯瞰景観重点ゾーン)、熊本県(南阿蘇景観形成地域)
- ※28 札幌市(「札幌の景観色70色」の7.5R3.0/8.0)、黒松内町(農業用建築物)、上富良野町、八戸市、北上市、下仁田町、川口市(商業地域の店舗)、柏市(明度0~4.9の3.75YR~1.24Yのとき等)、

- 市川市(商業系用途地域の0.1Y~5Yで明度3.5以上6.0未満のとき等)、海老名市(海老名駅東口地区のR~Yのとき、新発田市、上越市(明度5未満の3.75YR~1.24Yのとき等)、高山市(中心商業区域)、大垣市、可児市(R~Yのとき)、静岡市(日の出地区)、長浜市(琵琶湖沿岸区域の0.1R~10Yのとき等)、宇治市(宇治橋東詰地区の2.5R~7.5Yのとき等)、早島町(5R~2.4Yで)、大州市(親しみのある都市景観創造区域のYR等)、中土佐町、津野町、熊本市(特定施設届出地区)、出水市
- ※29 黒松内町(農業用建築物)、中之条町、下仁田町、安曇野市、新発田市、宇治市(世界遺産背景地区の2.5YR~10YRで)、豊岡市(江原駅東地区)、篠山市(上立杭地区の5R~5Yで)、松江市(景観形成区域の7.6R~10Rで)、萩市(川内地区の色相G、明度3以下、土原新川線沿線地区の一部地区の色相YR、明度5.5~7の場合など)、四万十市、熊本県(南阿蘇景観形成地域)
- ※30 例えば道路上に、チョークやクレヨンで子供が描いたようなものならいざしらず、容易なことでは消し去れぬラッカースプレーなどでの「落書き」は、懲役9月、執行猶予3年の判決(平成19年9月11日広島高等裁判所第1部判決(平成19(う)77号))、懲役1年2月、執行猶予3年の判決(平成16年2月12日東京地方裁判所刑事第11部判決(平成15刑(わ)1410号)、平成16年9月3日東京高等裁判所判決(平成16(う)646号)、平成18年1月17日最高裁判所第三小法廷決定(平成16(あ)2154号))も宣告される刑法第260条前段(建造物等損壊)、第261条(器物損壊)に該当する「犯罪」である。
- ※31 景観行政団体である市町村の景観計画において、重点地区等様々な名称を付されているが、一定の拠点エリアを特定して、当該特定エリアの景観の形成、保全を図ることとしている例が多い。このような拠点エリアの場合には、※8で例示したように、ほとんどの建築行為を捕捉することとしているものが大勢を占めている。景観計画区域として、行政区域全域が景観形成上、適当であるとの判断を、自治体が下している以上、住民の意識の高まりに応じて、届出対象が徐々に拡大していくことが、理の当然、時代の趨勢となるのではないかと考えている。
- ※32 ※6記載の調査によれば、平成23年9月1日時点で、景観行政団体となる意向のない自治体は866団体、その理由(複数回答可)のうち、40.9%が「職員等の必要な体制を確保できないため」を挙げており、行政事務量は、景観行政の進展の大きな鍵であることが分かる。
- ※33 1つの試みであるが、静岡市の重点地区(日の出地区)では、明度、彩度が高い10B7/8(非常に明るい薄めの青の色調との印象)又はN9.5(ほとんど白の印象)を、「清水港を代表する色彩」と位置づけ、外壁等の一部に用いるよう勧めている。
- ※34 景観シミュレーション技術については、国土交通省の「景観情報技術の活用の手引き」(http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gijutsu_katsuyou/index.htm)がある。
- ※35 自然素材として挙げられているものの例としては、木材、竹、石材、土、漆喰、べんがら、自然素材と同等のものとして瓦、レンガ、金属材、ガラスが挙げられている。また、「着色されていない」「彩色されていない」といった修飾語が付されている例が多いが、原料段階で顔料などを混入して成形した建築材料はどうかといった定義の曖昧さが残っているように思われる。

[しみず じょうじ]
[(一財)土地総合研究所]